

平成28年10月14日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める
揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医
薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について

今般、「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養の一部を改正する件」
（平成28年厚生労働省告示第366号）、「厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに
施設基準の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第367号）が公布され、平成28年10月14
日より適用されることとなったことに伴い、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき
厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品
等」の実施上の留意事項について」（平成18年3月13日保医発第0313003号）の一部を下記のように
改めるので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

第3 23中（6）を（7）とし、（2）から（5）を1ずつ繰り下げ、（1）の次に次のとおり
加える。

（2） 保険外併用療養費の支給対象となる患者申出療養の施設基準は、当該療養を実施する
に当たって、次のいずれにも該当している病院又は診療所であって、当該療養を適切に
実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものとする。

- ① 保険医療機関において、当該療養を実施すること。
- ② 当該療養を主として実施する医師又は歯科医師は、当該療養を実施する診療科にお
いて、常勤の医師又は歯科医師であること。

新旧対照表

第3 保険外併用療養に係る厚生労働大臣が定める基準等

(傍線の部分は改正部分)

改 正	現 行
23 (略) (1) (略) (2) <u>保険外併用療養費の支給対象となる患者申出療養の施設基準は、当該療養を実施するに当たって、次のいずれにも該当している病院又は診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものとする。</u> ① <u>保険医療機関において、当該療養を実施すること。</u> ② <u>当該療養を主として実施する医師又は歯科医師は、当該療養を実施する診療科において、常勤の医師又は歯科医師であること。</u> (3) ~ (7) (略)	23 (略) (1) (略) (新設) (2) ~ (6) (略)